

川西町における人事行政の運営等の状況（平成27年度）

町職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせします。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

採用（平成27年4月1日付）

職種別採用状況	
行政職	6人
計	6人

採用職員の 配属状況	
町長 部局	6人

退職（平成26年度中）

職種別退職状況	
行政職	11人
計	11人

事由別の退職状況	
定年	9人
勸奨	2人
自己	0人

(2) 部門別職員数（平成27年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		H27	H26		
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務	51	50	1	事務事業見直しに伴う増員
	税務	12	13	▲1	事務事業見直しに伴う減員
	労働	2	2	0	
	農林	18	18	0	
	商工	8	8	0	
	土木	7	8	0	
	民生	26	27	▲1	事務事業見直しに伴う減員
	衛生	9	9	0	
	小計	135	137	▲2	
部行政別	教育	46	48	▲2	事務事業見直しに伴う減員
	小計	46	48	▲2	
会計その他部門	水道	4	5	▲1	水道関係事業に伴う減員
	下水道	2	2	0	
	その他	14	14	0	
	小計	20	21	▲1	
合計		201	206	▲5	

(3) 級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	教育長	技能労務職等	合計
代表的な職務	主事補 主事	主事	主任	主査	主幹	課長			
平成27年度	39人 (22.3%)	15人 (8.5%)	18人 (10.3%)	53人 (30.3%)	39人 (22.3%)	11人 (6.3%)	—	26人	201人
平成26年度	36人 (20.2%)	12人 (6.8%)	24人 (13.5%)	53人 (29.7%)	41人 (23.0%)	12人 (6.8%)	1人	27人	206人

(注) 1 川西町一般職の職員の給与に関する条例及び同条例の施行に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 () の構成比率は、一般行政職（1～6級）のみの比率です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成27年度一般会計決算）

住民基本台帳 人口 (H27年度末)	歳出額 ^①	実質収支	人件費 ^②	人件費率 (^② / ^①)	平成26年度の 人件費率 (参考)
16,008人	108億8,670万円	2億6,467万円	16億3,446万円	15.0%	15.3%

(注) 人件費には、特別職（常勤・非常勤）に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (各年度の一般会計決算)

区分	職員数	給与費 (単位: 万円)				一人あたりの 給与費 (年額)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費計	
27年度	196人	7億5,477万円	5,934万円	2億8,848万円	11億0,259万円	563万円
26年度	197人	7億7,089万円	5,635万円	2億8,716万円	11億1,144万円	566万円

- (注) 1 職員手当には時間外勤務手当、退職手当及び児童手当を含みません。
2 本表における職員数は、一般会計に計上された職員数です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢 (各年4月1日現在)

区分	平成27年度		平成26年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	312,600円	40歳4月	320,800円	41歳4月
技能労務職	349,600円	47歳4月	348,300円	45歳9月

(注) 本表の数値は、一般会計に計上された各職種の平均です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		初任給	
		川西町	国家公務員
一般行政職	大学卒	174,200円	I種 183,200円 II種 174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	141,400円	137,200円

(注) 職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定されます。

(5) 特別職の給与・議員の報酬の状況 (平成27年12月1日現在)

区分		給料月額等		期末手当		
		平成27年度	条例	6月期	12月期	計
給料	町長	840,000円	840,000円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
	副町長	670,000円	670,000円			
	教育長	585,000円	585,000円			
報酬	議長	330,000円	330,000円	1.475月分	1.625月分	3.10月分
	副議長	270,000円	270,000円			
	議員	255,000円	255,000円			

(6) 職員の主な手当の状況

① 期末・勤勉手当

区分		6月期	12月期	合計		役職等による 加算措置
				平成27年度	前年度 (参考)	
川西町	期末	1.225月分	1.375月分	2.60月分	2.60月分	有 (加算率5~15%)
	勤勉	0.75月分	0.75月分	1.5月分	1.5月分	有 (加算率5~15%)
国	期末	1.225月分	1.375月分	2.60月分	2.60月分	有
	勤勉	0.75月分	0.75月分	1.5月分	1.5月分	(加算率5~15%)

② 退職手当

区分	支給率				その他の加算措置	一人当たりの平均支給額
	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	最高限度額		
自己都合	20.445 月分	29.145 月分	36.105 月分	49.59 月分	有	1,802 万円
勸奨・定年	25.55625 月分	35.5825 月分	42.4125 月分	49.59 月分		

(注) 一人当たりの平均支給額は、平成 26 年度に退職した全職員分の平均額です。

③ 特殊勤務手当 (平成 26 年度決算より)

区分		全職種	
支給実績		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0.0%	
手当の種類		13 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	一般行政職	感染症の予防業務	日額 290 円
動植物防疫手当		動植物の防疫等の業務	日額 150~250 円
税務手当		税務事務に従事及び徴収等の外勤に従事	日額 150 円 月額 1,500 円
窓口勤務手当		窓口勤務に従事	月額 1,000~2,000 円
用地交渉業務手当		用地取得等の交渉業務	日額 200 円
保育業務手当		保育士及び教諭	保育業務に従事
危険業務手当	企業職	作業上危険と認められる業務	日額 400 円
未納金徴収等手当		水道使用料の未納金徴収等の業務	日額 150 円
水道業務手当		水道業務及び電気取扱業務に従事	月額 3,000~4,000 円
汽かん室勤務手当	技能労務職	早出勤務に従事	月額 3,000 円
病院勤務職員手当	一般行政職等	公立置賜総合病院に勤務する職員	月額 4,000 円
防疫手当	技能労務職	病菌付着した物件の消毒業務に従事した病院勤務職員	1 釜 50 円
給食室勤務職員手当		給食室勤務で早出勤務に従事した病院勤務職員	日額 200~300 円

④ 時間外勤務手当 (一般会計実績)

区分	平成 27 年度	平成 26 年度 (参考)
総支給額	49,972 千円	39,033 千円
一人当たりの平均支給年額	270 千円	201 千円

(注) 支給額には、選挙事務に関する時間外勤務手当は含みません。

⑤ その他の手当 (一般会計実績)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 27 年度一般会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円、一般の扶養親族については 6,500 円など	同		19,052 千円
住居手当	借家: 限度額 27,000 円	同		6,184 千円
通勤手当	交通機関利用: 限度額 55,000 円 交通用具利用: 限度額 35,000 円	異	交通用具利用に係る手当について、通勤距離区分を国より細分化しています。	13,592 千円

⑥ ラスパイレス指数

H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
96.7	98.1	98.2	97.2	106.0 (98.0)	106.9 (98.7)	100.2	97.5

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

括弧書きの数値は、給与改定特別法の措置がなかった場合における「参考値」です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り					閉庁日
	始業時間	終業時間	休息时间	休憩時間	週休日	
38時間 45分	8:30	17:15	—	12:00 ～13:00	土曜日 及び 日曜日	・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日～翌年1月3日までの間

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成27年）

総付与日数	総取得日数 (A)	対象職員 (B)	平均取得日数 (A/B)
7,430日	1,572日	194人	7.9日

(3) 病気休暇、育児休業等の取得状況（平成27年度）

区分	病気休暇	介護休暇	育児休業
平成27年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	1人	0人	5人

(注) 病気休暇の取得人数は、30日以上休暇した職員の数値です。

4 職員の分限及び懲戒処分状況（平成27年度）

分限処分：公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。分限には、「免職」「休職」「降任」「降給」の4種類があります。

懲戒処分：公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、「免職」「停職」「減給」「戒告」の4種類があります。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法において、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など、様々な義務や制限が課せられています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

職員の研修に関しては、年度ごとの研修計画により実施しているところであり、平成27年度の主な研修内容は次のとおりです。

(1) 研修の種類

① 自主研修

ア 先進地派遣研修

研修課題に応じ自主的に先進地研修を行うものや協働のまちづくり推進のため、町民との共同研修を支援するもの

イ 行政課題研修

本町が抱える課題等について、職員の自発的研修意欲を尊重し、研修を実施するもの

② 職場内研修

ア 階層別研修

新規採用職員その他必要に応じて職種別を実施するもの

イ 行政課題研修

行財政改革、職員意識改革に関連するテーマについて、原則全職員が受講するものとして実施するもの

③ 職場外研修

ア 階層別研修（市町村職員研修所研修）

課長級、主幹級、主査級、上級等階層別を実施するもの

イ 専門実務研修

市町村職員研修所、置賜地域市町村職員研修協議会が実施する研修であり、法制執務、税務、財務等専門的な知識向上のために実施するもの

④ 環境教育、研修

管理職研修、一般職員研修、環境管理推進員研修等「川西町環境管理マニュアル」に基づき実施するもの

(2) 勤務成績の評定

職員の勤務の実績や職務に関する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、合理的な人事管理と職員の能力開発、育成、活用を図ることを目的として、昇給の時期にあわせ、年1回勤務成績の評定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況

健康診断の内容	対象者
基本健診（共済総合健診項目）	全職員
VDT検査	全職員
胃がん検診	40歳以上及び30歳から39歳までの希望者
大腸がん検診	40歳以上
肺がん検診	喫煙指数600以上の希望者
前立腺がん検診	50歳以上の希望者
HBs抗体検査（免疫診断）	保健師
梅毒検査	保健師
乳がん検診	30歳以上の希望者
子宮がん検診	20歳以上の希望者
肝炎ウイルス検査	満35歳の希望者及び36歳以上の未受診の希望者

(注) 健康診断は、山形県市町村職員共済組合及び（財）山形県結核成人病予防協会に委託して実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

公務上又は通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成27年度の補償件数は次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	2件	0件
通勤災害	1件	0件

(3) 職員の福利厚生

職員または被扶養者の病気、負傷、災害、障害もしくは死亡等に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、山形県市町村職員共済組合が運用、実施しています。また、共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた「山形県市町村職員互助会」に加入し、福利厚生の充実を図っています。

8 山形県人事委員会からの公平委員会の委託事務に係る業務の状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成27年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

なお、平成27年度は措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成27年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認められた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行い、また必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行うものです。

なお、平成27年度は不服申立てはありませんでした。

お問い合わせ

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松1567番地
川西町総務課 行政管理グループ 電話 0238(42)6610